

(お知らせ)

令和4年3月11日
四国電力株式会社

渇水準備引当金取崩しの申請について

当社は、改正前の電気事業法（以下、旧電気事業法という。）第36条第2項に規定する「特別の理由による渇水準備引当金取崩し[※]」について、本日、経済産業大臣へ申請しましたので、お知らせいたします。

1. 申請内容

2021年度期首の渇水準備引当金残高のうち積立限度額を上回る金額（63億円）の取崩し

〔 当該申請について許可が得られた場合、許可日の属する連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が45億円程度増加する見込み（単独の当期純利益も同額増加） 〕

2. 申請理由

2021年1月の電力需給ひっ迫などにより、当社単独の2020年度決算は赤字となったことに加え、2021年度決算においても、足元の燃料価格高騰に伴う需給関連費の大幅な増加により、引き続き赤字となることが見込まれる。このため、過去の豊水により積み立てた渇水準備引当金を取崩し、自己資本の毀損拡大を抑制する財源に充てる。

3. 取崩しの実施日

本申請について許可を受けた日

※ 渇水準備引当金について

河川流量の多寡による水力発電電力量の増減によって生じる収支変動を緩和させるため、旧電気事業法第36条により、渇水準備引当金を積立て又は取崩しを行うことが定められています。また、旧電気事業法第36条第2項において、「特別の理由」があり、経済産業大臣の許可を受けたときは、渇水準備引当金の取崩しを行うことが規定されています。

今回は、2021年1月の電力需給ひっ迫や足元の燃料価格高騰などが「特別の理由」に該当するものとして、経済産業大臣に申請するものです。

以上